

別紙4 国産シェア拡大対策（園芸作物等）

第1 趣旨

昨今の国際情勢の不安定化に伴い、生産資材コストの急騰や物流の混乱等が生じている中で、我が国の食料安全保障にもつながる園芸産地等の強化を実践し、園芸作物等の国産シェアを拡大するため、サプライチェーンの構築、生産体制の合理化、出荷作業・流通の合理化及び加工・業務用野菜等の需要拡大等を総合的に支援し、園芸産地等が抱える生産・流通・加工・消費のあらゆる面での課題に緊急に対応する。

第2 事業の内容等

本事業の内容等は以下に定めるとおりとする。

- I サプライチェーン強靱化支援
 - 1 加工・業務用野菜産地育成推進
 - (1) サプライチェーン構築支援
 - (2) 生産体制合理化実践支援
 - 2 流通体制合理化整備事業
 - 3 野菜加工施設整備事業
- II 需要拡大支援

I サプライチェーン強靱化支援

第1 事業実施主体

- 1 本要綱別表1のIの3の(2)のアの事業実施主体は、以下に掲げる者とし、3及び4に定める要件を満たすものとする。
 - (1) 農業協同組合連合会
 - (2) 農業協同組合
 - (3) 農業者の組織する団体（農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、特定農業団体を含む。代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものをいう。）
- 2 本要綱別表1のIIの3の(2)の事業実施主体は以下に掲げる団体とし、3から6までの要件を満たすものとする。
 - (1) 都道府県
 - (2) 市町村
 - (3) 公社
 - (4) 農業協同組合連合会
 - (5) 農業協同組合
 - (6) 農業者の組織する団体（農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、特定農業団体を含む。代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものをいう。）
 - (7) 民間事業者
 - (8) 特認団体
 - (9) コンソーシアム
- 3 受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上）をいう。）が5名以上であること。
- 4 事業実施主体は、事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有すること。
- 5 2の(7)の民間事業者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。
 - (1) 第2の2の取組においては、複数の生産者と一体となって、複数の産地の集出荷機能の合理化や産地間連携等により事業対象品目の青果物の流通コストの低減に取り組むこととし、第2の3の取組においては生産者、中間事業者及び食品製造事業者等が一体となって加工・業務用需要に対する国産原材料の安定供給体制の構築に取り組むとともに産地の指導及び育成に取り組むこととする。
 - (2) 以下のア及びイを満たすこと。
 - ア 事業対象品目の農産物を生産者又は生産者団体（当該民間事業者（関係会社（自社に出資し、又は自社から出資を受けている会社をいう。以下同じ。）を含む。）が自ら農産物の生産を行っている場合、当該民間事業者以外の生産者又は生産者団体をいう。）から継続して購入していること、又は購入する見込みであること。
 - イ 複数の生産者又は1以上の生産者団体との間で、事業実施から3年

以上の期間を契約期間とする基本契約（事業対象品目の供給に係る書面による契約であって、対象となる品目、供給期間及び供給数量について約束するものをいう。）を締結していること、又はその見込みを有しているとともに、当該生産者の出荷量等が、事業において導入した施設の全利用量に対し過半を占めることを要するものとする。

- (3) 中小企業基本法第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であること。
- 6 2の(9)のコンソーシアムは、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。
- (1) 都道府県、市町村、農業関係機関（農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農業委員会等）、研究機関、生産者、実需者、農業生産技術・経営管理等に関する各種専門家等によりコンソーシアムが構成されていること。このうち、生産者及び実需者は必須の構成員とすること。
- (2) 施設整備を行う者は、コンソーシアムの構成員のうち法人格を有する者（民間事業者の場合は、中小企業基本法第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であること。）とすること。
- (3) 施設の利用料金を、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定することとしていること。
- (4) 代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）が定められていること。
- (5) コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与する等事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- (6) 年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

第2 事業内容、補助対象経費、補助率等

1 加工・業務用野菜産地育成推進

(1) サプライチェーン構築支援

ア 事業の取組内容

新たに加工・業務用野菜に取り組む産地等が、実需者等と連携してサプライチェーンを構築するために必要な(ア)から(エ)までの取組のうち、取り組む品目や産地の状況等を踏まえて、事業内容を選択することができるものとする。なお、(ア)の取組は必須とする。

(ア) 生産計画の策定

加工・業務用野菜のサプライチェーンを構築するために必要な検討会を開催し、サプライチェーンの概要、当該品目の安定供給体制

づくり等について取りまとめた生産計画の策定を行うものとする。

(イ) 産地事例等調査

加工・業務用野菜産地の事例調査等を実施し、報告書を作成するものとする。

(ウ) 品種選定や栽培技術の確立に係る実証試験

加工・業務用野菜の実需者ニーズに対応するため、実需者ニーズの調査、加工・業務用野菜に適した品種の選定、栽培技術の確立に向けた実証試験及び加工適正試験等を実施するものとする。

(エ) G A P・トレーサビリティシステムの導入

実需者に求められる生産から流通までの安全・安心の確保のため、G A Pやトレーサビリティ手法の導入に向けた検討会、システムの実践、マニュアル作成等を行うものとする。

イ 事業対象品目

本事業の助成の対象品目は、野菜に限る。

ウ 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、アの取組の実施に直接必要な経費であって、当該事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、別表1の費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分してこれを行うものとする。

また、次に掲げる経費は補助対象としない。

(ア) 国等の他の助成事業で現に支援を受け、又は受ける予定となっている取組

(イ) 加工・業務用向けの品目・品種等への転換等を主としない取組

(ウ) 農産物の生産費補てん若しくは販売価格支持又は所得補てん

(エ) 新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアのほか、インターネット等による販売促進を目的とした宣伝・広告

エ 補助率等

本事業の補助率は、定額とする。

オ 補助要件

(ア) 実需者のニーズに応じた野菜の品目・品種等に転換し、一定の生産数量を確保すること。

(イ) 目標年度以降も、加工・業務用として国内の実需者への販売を行うことが見込まれること。

(ウ) 事業実施主体は、都道府県の普及指導センター等からの技術面、販売面等の助言・指導を受けることが確実であること。

(2) 生産体制合理化実践支援

ア 事業の取組内容

加工・業務用野菜の契約取引拡大に必要な農業用機械等、予冷・貯蔵庫等の設備のリースによる導入

イ 事業対象品目

本事業の助成の対象品目は、野菜に限る。

ウ 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、事業の実施に直接必要な次に掲げる経費であって、当該事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、別表2の費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分してこれを行うものとする。

(ア) 農業用機械等・設備のリース方式による導入の取組

加工・業務用野菜の生産拡大等において新たに必要となる農業用機械等、設備のリースに要する経費とする。

(イ) 次に掲げる経費は補助対象としない。

a 国等の他の助成事業で現に支援を受け、又は受ける予定となっている取組

b 加工・業務用向けの品目・品種等への転換等を主としない取組

c 農産物の生産費補てん若しくは販売価格支持又は所得補てん

d 新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアのほか、インターネット等による販売促進を目的とした宣伝・広告

エ 補助率等

(ア) 本事業の補助率は、リース導入する農業用機械等の本体価格の1/2以内とする。

(イ) 1事業実施計画当たりの補助限度額は5千万円とする。

オ 補助要件

(ア) 実需者のニーズに応じた野菜の品目・品種等に転換し、一定の生産数量を確保すること。

(イ) 機械化一貫体系の確立により省力化・低コスト化を図ること。

(ウ) 目標年度以降も、加工・業務用として国内の実需者との直接契約等による販売を行うこと。

カ 農業用機械等・設備のリース方式による導入等の取組に関する留意事項

(ア) 農業用機械等・設備のリース方式による導入の規模は、事業実施主体が設定する成果目標の達成に必要な機械の規模に基づいて決定することができるものとする。なお、導入する農業用機械・設備は、本体価格が50万円以上であるものとする。

(イ) 農業用機械等のリース料補助金の額は、対象機械ごとに次のa及びbの算式により計算した額のうち、いずれか小さいものから千円未満を切り捨てた額を合計して得ることとする。

なお、算式中、リース物件価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は機械利用者が機械を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

a リース料助成額＝リース物件価格×(リース期間／法定耐用年

数) × 1 / 2 以内

- b リース料助成額 = (リース物件価格 - 残存価格) × 1 / 2 以内
(ウ) 事業実施主体は、リース内容や対象機械の決定根拠等に係る事項を事業実施計画に記載することとする。

(エ) 対象機械の範囲

導入する農業用機械等は、本事業で補助の対象となる野菜の生産に必要な機械であり、成果目標の達成に寄与することが認められるものに限るものとする。

ただし、次に掲げる機械は導入することができないものとする。

a トラクター

b 農業以外の用途への汎用性の高いもの（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）

c 中古の機械（ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、中古農業用機械等（法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業用機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。）

d 機械の利用者が既に利用しているものと同程度の能力の機械への更新と見なされる機械

(オ) 利用条件

a 事業実施主体は、成果目標の達成後もリース方式により導入した農業用機械等を継続利用する場合は、都道府県知事と協議の上、本事業の趣旨に沿った目標達成後の利用方針を別途設定するものとする。

b 本事業で助成の対象となる農業用機械等のリースについては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」にかかわらずリース方式による導入を行うことができるものとする。

c 導入する農業用機械等は、動産総合保険等の保険（盗難補償を必須とする。）に加入することが確実に見込まれるものとする。

d 本事業においてリース会社から借り受けた物件については、本事業により取得した財産とみなすものとする。

(カ) リース契約の条件

本取組の対象とするリース契約（機械を賃借する事業実施主体又は事業実施主体の構成員（以下「事業実施主体等」という。）と、当該事業実施主体等が導入する対象機械の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）の2者間で締結するリース物件の賃貸借に関する契約をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

a リース事業者及びリース料がキにより決定されたものであること。

- b リース期間が1年以上であり、かつ、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数。以下同じ。）以内であること。
 - c 国から他に直接又は間接に補助金等の交付を受けていない、又は受ける予定がないものであること。
- キ リース事業者及びリース料の決定等
- 事業実施主体は、次のいずれかによりリース事業者及びリース料を決定するものとする。
- (ア) 本取組によりリース事業者に機械を納入する事業者（以下「機械等納入事業者」という。）を決定する場合は、本事業について都道府県知事等から交付決定を受けた後に、原則として一般競争入札により機械等納入事業者を選定した上で、リース料を決定するものとする。
 - (イ) 本取組によりリース契約を締結するリース事業者を選定する場合は、本事業について都道府県知事等から交付決定を受けた後に、原則として一般競争入札によりリース事業者を選定した上で、リース料を決定するものとする。
- ク 補助金の支払申請に係る書類
- (ア) 事業実施主体は、キの入札結果及びリース契約に基づき農業用機械等を導入する場合は、都道府県知事等に対し補助金の申請を行う際に、借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。
 - (イ) 都道府県知事等は、提出のあった請求内容及び資料を確認の上、カに定めるところにより算定されたリース料助成額の範囲内で、当該事業実施主体にリース料補助金を支払うものとする。
ただし、当該事業実施主体がリース料補助金の支払先としてリース事業者を指定した場合にあっては、当該リース事業者に支払うことができるものとする。
- ケ 事業実施主体は、作業安全対策に係る自らの取組状況を把握するなどにより、農作業従事者の安全の確保に努めるものとする。
- コ スマート農機（自動収穫機、GPS 車速連動施肥機等）、IoT 機器（遠隔灌水管管理システム等）等のリース導入を行う場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」で対象として扱うデータ等を保管するのであれば、事業実施主体は、当該データ等の取扱等について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。
- サ 農機データについて、農業者等が当該データを当該農業用機械のメーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本事業を活用して収穫機等を導入又はリース導入する場合は、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーのものを選定する必要がある場合を除き、API を自社の web サイトや農業データ連携

基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を既に整備している、又は令和5年度末までに整備する見込みであるメーカーのものを選定すること。

2 流通体制合理化整備事業

(1) 事業の取組内容

成果目標の達成に必要な集出荷貯蔵施設の整備。ただし、以下に定める取組に限る。

ア 11型プラスチックパレットの導入に必要な取組

(ア) 導線の変更に伴うレール改修等の施設改良

(イ) パレタイザー、フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトに限る）等の導入

イ 青果物流通拠点施設

(2) 対象品目

本事業の対象品目は、野菜、果樹、いも類（ただし、でん粉原料用かんしょを除く。）に限る。

(3) 対象地域

ア 本事業の主たる受益地は、原則として、農業振興地域及び生産緑地とする。

イ 市街化区域（生産緑地を除く。）においても実施できるものとし、この場合の事業内容については、共通2の施設の基準に記載されているものを除き、耐用年数が10年以内のものに限ることとする。

(4) 面積要件

共通3のとおりとする。

(5) 補助率

ア 補助率は、事業費の1/2以内とする。

イ 1事業実施計画当たりの事業費は20億円を上限とする。

(6) 上限事業費

上限事業費は、共通1のとおりとし、その額を超える部分について、補助対象としないものとする。

(7) 費用対効果分析

整備する施設の導入効果については、共通7により費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討するものとし、当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。

(8) 施設の補助対象基準

ア 整備事業で整備する施設については、別表3に定める集出荷貯蔵施設の補助対象基準を満たすものとする。

イ 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を現に実施し、又は既に終了しているものは、本対策の補助の対象外とする。

ウ 補助対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」及び「過大積算等の不当事態の防止について」によるものとする。

エ 施設の整備に当たっては、都道府県知事は、一個人に受益がとどまるような事業実施計画が策定されないよう、事業実施主体に対して周知徹底し、事業実施計画の審査等においても留意するものとする。

オ 都道府県知事は、第5の2による点検評価を実施した結果、目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合及び事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継続している場合等）にあつては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別紙様式第8号に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

カ 事業で整備する施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、古品・古材若しくは間伐材の利用、増築・併設等、合体施行又は直営施行を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、森林・林業基本計画の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

キ 施設の整備に対する交付については、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、補助の対象外とするものとする。

ク 施設の附帯施設のみの整備は、補助の対象外とするものとする。

ケ 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、本要綱に定めがないものについては、補助の対象外とするものとする。

コ 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次によるものとする。

(ア) 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあつても同様とする。

- (イ) 事業実施主体は、原則として、地方公共団体、農業者の組織する団体、公社、農業者の組織する団体が株主となっている株式会社及び土地改良区に限るものとする。
- (ウ) 当該施設の受益農業従事者数は、5名以上とする。
- (エ) 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担(事業費－交付金)／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。
- (オ) 貸借契約は、書面によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

- サ 本事業により施設を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度(国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等(天災等に対する補償を必須とする。))に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、別紙様式第1号に定める事業実施状況報告書の提出に併せて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを提出するものとする。

- シ 成果目標の達成に必要な改修等については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とすることができるものとする。

- (ア) 同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し中古施設の改修等の方が経済的に優れていること。
- (イ) 改修等を行う前の施設の法定耐用年数が10年以上、かつ、内部施設の法定耐用年数以上であること。
- (ウ) 補助事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準」(平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知)により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は承認を受ける見込みであること。
- (エ) 新用途としての能力の発揮又は能力増強のための設備導入と一体的に整備する改修等であること。

- ス 補助対象経費や事務手続については事務取扱を準用するものとする。

3 野菜加工施設整備事業

(1) 事業の取組内容

成果目標の達成に必要な農産物処理加工施設の整備。ただし、国産原材料を取り扱う取組に限る。

(2) 対象品目

本事業の対象品目は、野菜に限る。

(3) 対象地域

ア 本事業の主たる受益地は、原則として、農業振興地域及び生産緑地とする。

イ 市街化区域（生産緑地を除く。）においても実施できるものとし、この場合の事業内容については、共通2の施設の基準に記載されているものを除き、耐用年数が10年以内のものに限ることとする。

(4) 面積要件

共通3のとおりとする。

(5) 補助率

ア 補助率は、事業費の1/2以内とする。

イ 1事業実施計画当たりの事業費は5千万円以上20億円以下とする。

(6) 費用対効果分析

整備する施設の導入効果については、共通7により費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討するものとし、当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。

(7) 施設の補助対象基準

ア 整備事業で整備する施設については、共通2に定める農産物処理加工施設の補助対象基準を満たすものとする。

イ 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を現に実施し、又は既に終了しているものは、本対策の補助の対象外とする。

ウ 補助対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」及び「過大積算等の不当事態の防止について」によるものとする。

エ 施設の整備に当たっては、都道府県知事は、一個人に受益がとどまるような事業実施計画が策定されないよう、事業実施主体に対して周知徹底し、事業実施計画の審査等においても留意するものとする。

オ 都道府県知事は、第5の2による点検評価を実施した結果、目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合及び事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（以下の（ア）又は（イ）に掲げる場合等）にあつては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別紙様式第8号に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

(ア) 施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継続している場合

(イ) 処理加工施設において収支率が80%未満の状況が3年間継続し

ている場合

カ 事業で整備する施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、古品・古材若しくは間伐材の利用、増築・併設等、合体施工又は直営施工を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、森林・林業基本計画の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

キ 施設の整備に対する交付については、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、補助の対象外とするものとする。

ク 施設の附帯施設のみの整備は、補助の対象外とするものとする。

ケ 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、本要綱に定めがないものについては、補助の対象外とするものとする。

コ 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次によるものとする。

(ア) 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

(イ) 事業実施主体は、原則として、地方公共団体、農業者の組織する団体、公社、農業者の組織する団体が株主となっている株式会社及び土地改良区に限るものとする。

(ウ) 当該施設の受益農業者数は、5名以上とする。

(エ) 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担(事業費－交付金)／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

(オ) 貸借契約は、書面によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

サ 農産物処理加工施設を新設する場合は、既存施設の再編合理化を検討するものとする。

シ 本事業により施設を整備する場合にあつては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあつては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入す

るものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、第5の1に定める事業実施状況報告書の提出にあわせて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを提出するものとする。

ス 成果目標の達成に必要な改修等については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とすることができるものとする。

(ア) 同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し中古施設の改修等の方が経済的に優れていること。

(イ) 改修等を行う前の施設の法定耐用年数が10年以上、かつ、内部施設の法定耐用年数以上であること。

(ウ) 補助事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は、承認を受ける見込みであること。

(エ) 新用途としての能力の発揮又は能力増強のための設備導入と一体的に整備する改修等であること。

セ 整備事業の補助対象経費や事務手続については、事務取扱を準用するものとする。

第3 成果目標等

1 成果目標の基準

(1) 第2の1の(1)の成果目標は、別添1に定める基準により設定するものとする。

(2) 第2の1の(2)の成果目標は、別添2に定める基準により設定するものとする。

(3) 第2の2の成果目標は、別添3に定める基準により設定するものとする。

(4) 第2の3の成果目標は、別添4に定める基準により設定するものとする。

2 目標年度

本事業の目標年度は、事業終了年度の翌々年度とする。

3 事業実施期間

1年間とする。

第4 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成

(1) 事業実施主体は、別紙様式第1号により事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

(2) 都道府県知事は、(1)により提出された事業実施計画の内容を審査し、3の審査基準に照らし適切と認められた場合は、別紙様式第2号により都道府県計画を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

2 事業の審査等

(1) 地方農政局長等は、1の(2)により提出された都道府県計画について、本要綱に照らして適正か否か審査を行い、適正と認められた場合は、その結果について農産局長に報告するものとする。

(2) 農産局長は、(1)により報告のあった都道府県計画について、第6の1の配分基準により都道府県計画の予算額及び配分対象となった事業実施計画を決定し、地方農政局長等に通知するものとする。

(3) 地方農政局長等は、(2)の通知に基づき、都道府県計画を承認し、都道府県知事に通知するものとする。

(4) 都道府県知事は、(3)の承認に基づき、該当する事業実施主体の事業実施計画を承認し、当該事業実施主体に通知するものとする。

(5) 事業実施主体は、成果目標の達成に資する場合には、本要綱に定める範囲内で、事業実施計画の取組内容等を変更することができるものとする。

ただし、次に掲げる場合には、1及び2の(1)から(4)までに準じた手続を行うものとする。

ア 成果目標の変更

イ 上記に掲げるもののほか、特に必要と認められる変更

(6) 本要綱第6第2項第1号ただし書の交付決定前の着手に当たっては、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県知事の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第3号により都道府県知事に提出するものとする。

(7) (6)により交付決定前着手届を提出した場合であっても、事業実施主体は、事業の内容が明確となり、かつ補助金の交付が確実となってから事業に着手するものとする。この場合、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で着手するものとする。

(8) 都道府県知事は、(6)による交付決定前着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

3 事業実施計画の審査基準

都道府県知事は、事業実施計画について別添の審査基準により事業実施主体ごとにポイントを付与し、都道府県計画にポイントを記載し、本要綱に照らして適正か否かについて確認の上、地方農政局長等へ提出するものとする。

なお、第2の2及び3の取組においては、ポイントの合計が16ポイント以上の事業実施計画を選定するものとする。

また、都道府県計画の提出に当たっては、対応する事業実施計画を添付するものとする。

第5 点検評価等

1 事業実施状況の報告

本事業の事業実施状況の報告については、以下のとおりとする。

- (1) 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、毎年度、当該年度における事業の実施状況を別紙様式第4号により作成し、報告に係る年度の翌年度の7月末日までに都道府県知事に報告するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)により報告のあった事業実施主体の事業実施状況について、報告を受けた年度の8月末日までに、別紙様式第5号により地方農政局長等に報告するものとする。
なお、都道府県知事が事業実施主体の成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合には、事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとし、その内容についても併せて報告するものとする。
- (3) 地方農政局長等は、(2)の事業実施状況報告の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断する場合等、必要に応じて、都道府県知事及び事業実施主体に対して指導・助言を行うものとする。

2 事業の評価

成果目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

- (1) 事業実施主体は、事業実施計画の目標年度の翌年度に、事業実施計画に定められた目標年度における取組目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の7月末日までに、別紙様式第6号により都道府県知事に報告するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)の事業実施主体から事業評価の報告を受けた場合は、その内容を点検評価し、その結果を当該年度の8月末日までに、別紙様式第7号により地方農政局長等に報告するとともに、必要に応じてこの評価結果を踏まえ、事業実施主体を指導するものとする。
- (3) 都道府県知事は、点検評価を実施した結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、第5の1の(1)と併せて7月末日までに改善状況の報告をさせるとともに、第5の1の(2)と併せて8月末日までに地方農政局長等に当該改善状況を報告するものとする。ただし、以下に該当する場合にあっては、都道府県知事は、事業実施主体に対し事業実施計画の成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、(4)の地方農政局長が開催する検討会において、妥当と判断された場合には、事業実施計画の成果目標

を変更し（品目の変更等を含む。）、又は評価を終了することができることとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じており、自助努力のみでは改善が見込まれない場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

(4) 地方農政局長等は、(2)の都道府県知事からの報告を受けた場合には、遅滞なく、内容を点検評価するとともに、関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行い、評価結果を農産局長に報告するとともに、必要に応じ、評価結果を踏まえ、都道府県知事を指導するものとする。

(5) 地方農政局長等は、(3)の都道府県知事からの報告を受けた場合には、必要に応じて都道府県知事に対し助言及び指導を行うものとする。

(6) 地方農政局長等は、(4)の点検評価の結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、都道府県知事に対して改善措置を提出させるものとする。

(7) 事業評価を行った都道府県知事、地方農政局長等は、原則として事業評価を行った年度に、その結果を公表するものとする。

(8) 国は、本事業の効果的な実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うものとする。

第6 その他

1 配分基準

都道府県の補助金の配分については、以下のとおりとする。

(1) 都道府県配分額の算定

都道府県への配分については、次のとおり、配分対象となる事業実施計画を特定し、それぞれの計画の成果目標等に応じて、予算の範囲内で配分するものとする。

なお、配分対象となった事業実施計画の実施が取り止めになった場合、次年度に同一の計画で要望があっても配分対象としないものとする。ただし、自然災害等、やむを得ない事情があると地方農政局長等が認める場合は、この限りでない。

ア 地方農政局長等は、第4の1の(2)により提出のあった都道府県計画を審査し、配分対象となる事業実施計画を特定した上でポイントの高い順に並べ替え、農産局長に提出するものとする。

イ 農産局長は、アにより提出のあった計画について、事業実施計画ごとに予算の範囲内でポイントが上位の計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を交付額として、当該都道府県に配分することとする。

ただし、要望相当額を合算した結果、最後の配分可能額が要望額を下回る場合には、当該配分可能額を当該都道府県に配分するものとする。

なお、同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合は、当該計画に都道府県が付与したポイントの高い順(第2の1の取組においては、都道府県が付与したポイントが同一の場合は、原則要望額の小さい順に採択する。)に、計画の要望額の割合に対し当該都道府県に配分する。

2 第2の2及び第2の3の事業における留意点

(1) 周辺環境への配慮

施設の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

(2) 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」、「園芸用使用済みプラスチック適正処理に関する指導について」等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

(3) 周辺景観との調和

施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

(4) PFI法の活用

本事業により、地方公共団体が公益的施設を整備する場合はPFI法の活用に努めるものとする。

(5) 施設の管理運営

ア 管理運営

事業実施主体は、本事業により補助金を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

イ 管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、原則として、実施地域に係る団体であって、都道府県知事が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営をさせることができるものとする。

ウ 指導監督

都道府県知事は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長(管理を委託している場合は管理主体の長)に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

エ 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名等を表示するものとする。

(6) GAPへの対応

本事業において施設等を整備し、GAP認証を取得する場合にあっては、食品安全や環境保全、労働安全等といった持続可能性の確保の観点から、仕様や配置に十分に留意するものとする。

事業実施主体は、作業安全対策に係る自らの取組状況を把握するなどにより、農作業従事者の安全の確保に努めるものとする。

(7) 作業安全対策の実施

事業実施主体及び事業の受益者は、作業安全対策に係る自らの取組状況を把握するなどにより、農作業従事者の安全の確保に努めるものとする。

(8) 先進技術を活用した省力化・低コスト化等に資する取組の推進

都道府県及び市町村は、科学技術基本計画に基づき、農林水産業における生産性革命を推進するため、先進技術を活用してイノベーションを創出することにより、生産現場に実装可能な省力化・低コスト化等に資する取組の推進に努めるものとする。

3 推進指導等

(1) 都道府県は、事業実施主体において目標達成に向けた取組が着実に図られるよう、市町村及び農業団体等関係機関と連携し、事業実施主体に対し必要な指導を行うものとする。

(2) 都道府県知事は、事業実施主体が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対して当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるものとする。

この場合、都道府県知事は、事業実施主体に対して適切な指導を行い、当該不正行為等に関する真相及び発生原因、講じられた是正措置等について、地方農政局長等に報告するものとする。

(3) 補助金の経理の適正化

本事業に係る補助金の経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」(平成7年11月20日付け7経第1741号農林水産事務次官依命通知)により厳正に行うものとする。

4 管理運営

本事業により補助金を受けて購入したもののうち1件当たりの取得金額が50万円以上のものについては、法定耐用年数が経過するまでは、善良なる管理者の注意をもって管理する。

別添1 第2の1の(1) サプライチェーン構築支援関係

事業実施主体は成果目標の1から3までのうちから一つを選択し、加算の1から6までのうち該当する項目についてポイントを加算する。

審査基準

区 分	指 標	備 考	
成果目標	1. 作付面積規模 新たに加工・業務用野菜 を作付する面積を増加させ るものとする。 2 ha 以上増加させるこ とは必須とする。	合計面積 20ha 以上・・・10 ポイント 15ha 以上・・・8 ポイント 10ha 以上・・・6 ポイント 5 ha 以上・・・4 ポイント 2 ha 以上・・・2 ポイント	
	2. 販売額又は所得額の増加 販売額又は所得額(※) を増加させること。 2%以上増加させること は必須とする。 (※)原則、単位面積当たりの 販売額又は所得額とする。	10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	
	3. 単収の増加 当該品目の単収を現状よ り増加させること。 2%以上増加させること は必須とする。	10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	
加算	1. 品目加算 国産切り替えを重点的に 進める品目を選択する場合 は加算できるものとする。	50%以上・・・10ポイント 45%以上・・・8ポイント 40%以上・・・6ポイント 35%以上・・・4ポイント 30%以上・・・2ポイント	たまねぎ、ブ ロッコリー、ね ぎ、ほうれんそ う、かぼちゃ、 にんじん、えだ まめの7品目か ら選定。
	2. 都道府県加算 事業実施主体が策定する 事業実施計画のうち、都道 府県が特に重要性が高く優 先的に実施する必要がある と判断した計画について加 算できるものとする。	6ポイント	一の又は複数 の事業実施計画 に加算できるも のとする。 ただし、1事 業実施計画当た りに加算できる ポイントは2ポ イントまでとす る。

	<p>3. 主食用水稲からの転換面積規模</p> <p>事業開始年度の前年度において主食用水稲を作付けした面積から新たに加工・業務用野菜に作付転換する面積の規模で評価を行うものとする。</p>	<p>10ha 以上・・・3 ポイント 5 ha 以上・・・2 ポイント 3 ha 以上・・・1 ポイント</p>	
	<p>4. 農福連携の推進</p> <p>事業実施主体が、障害者を1名以上雇用している場合には加算できるものとする。なお、障害者就労施設へ農作業を委託する場合は委託する作業時間が年間延べ960時間につき、1名の障害者雇用とみなすことができるものとする。</p>	<p>2 ポイント</p>	<p>該当する場合は資料を添付すること（様式任意）。</p>
	<p>5. GAP 認証等の取得</p> <p>事業実施主体が、GAP 認証（GLOBALG.A.P.、ASIA GAP、JGAP）を取得している場合は加算できるものとする。</p>	<p>2 ポイント</p>	<p>該当する場合は資料を添付すること（様式任意）。</p>
	<p>6. 環境負荷低減事業活動の促進</p> <p>以下のいずれかに該当する場合加算できるものとする。</p> <p>ア 事業実施主体の構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合。</p> <p>（ア）法第19条第1項に</p>	<p>2 ポイント</p>	<p>該当する場合は資料を添付すること（様式任意）。</p>

	<p>規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は法第 21 条第 1 項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画</p> <p>(イ)法第 39 条第 1 項に規定する基盤確立事業実施計画</p> <p>イ 事業実施地域が法第 16 条第 1 項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部又は一部を含む若しくは交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合。</p>		
--	---	--	--

別添2 第2の1の(2) 生産体制合理化実践支援関係

事業実施主体は成果目標の1又は2を設定し、加算の1から7までの該当する項目についてポイントを加算する。

審査基準

区 分	指 標	備 考	
成果目標	<p>1. 契約取引の割合</p> <p>当該目標で設定する面積の50%以上が、実需者との契約取引に基づく生産を行うことを必須とすること。</p> <p>生産者が実需者を兼ねる場合は、そのほかの実需者との契約割合が50%以上であることを必須とすること。</p>	<p>80%以上・・・10ポイント</p> <p>70%以上・・・8ポイント</p> <p>60%以上・・・6ポイント</p> <p>50%以上・・・4ポイント</p>	<p>複数の品目で取り組む場合は、合計面積の契約割合が50%以上であること。</p>
	<p>2. 労働生産性</p> <p>当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たりの労働時間を縮減する生産を行うものとする。</p> <p>5%以上縮減することを必須とすること。</p>	<p>41%以上・・・10ポイント</p> <p>31%以上・・・8ポイント</p> <p>21%以上・・・6ポイント</p> <p>11%以上・・・4ポイント</p> <p>5%以上・・・2ポイント</p>	
加算	<p>1. 作付面積規模</p> <p>新たに加工・業務用野菜を作付けする面積の規模で評価を行うものとする。</p>	<p>合計面積</p> <p>30ha以上・・・5ポイント</p> <p>20ha以上・・・3ポイント</p> <p>10ha以上・・・1ポイント</p>	
	<p>2. 品目加算</p> <p>国産切替えを重点的に進める品目を選択する場合は加算できるものとする。</p>	<p>50%以上・・・10ポイント</p> <p>45%以上・・・8ポイント</p> <p>40%以上・・・6ポイント</p> <p>35%以上・・・4ポイント</p> <p>30%以上・・・2ポイント</p>	<p>たまねぎ、ブロッコリー、ねぎ、ほうれんそう、かぼちゃ、にんじん、えだまめの7品目から選定。</p>
	<p>3. 都道府県加算</p> <p>事業実施主体が策定する事業実施計画のうち、都道府県が特に重要性が高く優先的に実施する必要があると判断した計画に</p>	<p>6ポイント</p>	<p>一の又は複数の事業実施計画に加算できるものとする。</p> <p>ただし、1</p>

	<p>ついて加算できるものとする。</p>		<p>事業実施計画当たりに加算できるポイントは2ポイントまでとする。</p>
<p>4. 主食用水稲からの転換面積規模</p> <p>事業開始年度の前年度において主食用水稲を作付けした面積から新たに加工・業務用野菜に作付転換する面積の規模で評価を行うものとする。</p>	<p>10ha 以上・・・3ポイント 5 ha 以上・・・2ポイント 3 ha 以上・・・1ポイント</p>		
<p>5. 農福連携の推進</p> <p>事業実施主体が、障害者を1名以上雇用している場合には加算できるものとする。なお、障害者就労施設へ農作業を委託する場合は委託する作業時間が年間延べ960時間につき、1名の障害者雇用とみなすことができるものとする。</p>	<p>2ポイント</p>	<p>該当する場合は資料を添付すること(様式任意)。</p>	
<p>6. GAP認証等の取得</p> <p>事業実施主体が、GAP認証(GLOBAL GAP、ASIAGAP、JGAP)を取得している場合は加算できるものとする。</p>	<p>2ポイント</p>	<p>該当する場合は資料を添付すること(様式任意)。</p>	
<p>7. 環境負荷低減事業活動の促進</p> <p>以下のいずれかに該当する場合加算できるものとする。</p> <p>ア 事業実施主体の構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減</p>	<p>2ポイント</p>	<p>該当する場合は資料を添付すること(様式任意)。</p>	

	<p>事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合。</p> <p>（ア）法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画</p> <p>（イ）法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画</p> <p>イ 事業実施地域が法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部又は一部を含む若しくは交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合。</p>		
--	---	--	--

別添3 第2の2 流通体制合理化整備事業関係

審査基準

事業実施主体は成果目標の1から3までのうちから1つ選択し、加算の1から3までの該当する項目についてポイントを加算する。

区 分	指 標	備 考	
成果目標	<p>1. 流通コスト</p> <p>単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費(卸売手数料を除く。)を縮減する取組を行うものとする。</p> <p>なお、5%以上の縮減は必須とする。</p>	<p>21%以上・・・30ポイント</p> <p>17%以上・・・24ポイント</p> <p>13%以上・・・18ポイント</p> <p>9%以上・・・12ポイント</p> <p>5%以上・・・6ポイント</p>	
	<p>2. パレット出荷割合</p> <p>当該品目の総出荷量に占める11型プラスチックパレットを用いた出荷の割合を増加する取組を行うものとする。</p> <p>なお、30ポイント以上の増加は必須とする。</p>	<p>70ポイント以上・・・30ポイント</p> <p>60ポイント以上・・・25ポイント</p> <p>50ポイント以上・・・20ポイント</p> <p>40ポイント以上・・・15ポイント</p> <p>30ポイント以上・・・10ポイント</p>	
	<p>3. 荷役時間削減</p> <p>当該品目の出荷に係る荷待ち又は荷役時間の削減する取組を行うものとする。</p> <p>なお、10%以上の削減は必須とする。</p>	<p>30%以上・・・30ポイント</p> <p>25%以上・・・25ポイント</p> <p>20%以上・・・20ポイント</p> <p>15%以上・・・15ポイント</p> <p>10%以上・・・10ポイント</p>	

加算	<p>1. 野菜加算</p> <p>野菜を選択する場合は加算できるものとする。</p> <p>なお、野菜の総出荷量又は総出荷額に占める国産切替えを重点的に進める品目の割合が50%以上の場合は、右記のポイントに2を乗じたポイントを加算できるものとする。</p>	<p>50%以上・・・10ポイント</p> <p>45%以上・・・8ポイント</p> <p>40%以上・・・6ポイント</p> <p>35%以上・・・4ポイント</p> <p>30%以上・・・2ポイント</p>	<p>国産切替えを重点的に進める品目(たまねぎ、ブロッコリー、ねぎ、ほうれんそう、かぼちゃ、にんじん、えだまめ)</p>
	<p>2. 契約取引割合</p> <p>当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が増加する場合は加算できるものとする。</p> <p>※3を選択した場合は選択不可</p>	<p>33ポイント以上・・・10ポイント</p> <p>26ポイント以上・・・8ポイント</p> <p>19ポイント以上・・・6ポイント</p> <p>12ポイント以上・・・4ポイント</p> <p>5ポイント以上・・・2ポイント</p>	<p>事業実施地区における当該品目の現状の出荷量が全国出荷量の1%以上であり、かつ、契約取引数量が全国出荷量の0.1%以上の場合は下記のとおりとする。</p> <p>70ポイント以上 ・・・30ポイント</p> <p>55ポイント以上 ・・・25ポイント</p> <p>40ポイント以上 ・・・20ポイント</p> <p>25ポイント以上 ・・・15ポイント</p> <p>10ポイント以上 ・・・10ポイント</p>
	<p>3. 加工・業務用向けの割合</p> <p>総出荷量又は総出荷額に占める加工・業務用向け割合が増加する場合は加算できるものとする。</p> <p>※2を選択した場合は選択不可</p>	<p>5ポイント・・・10ポイント</p> <p>4.5ポイント・・・8ポイント</p> <p>4ポイント・・・6ポイント</p> <p>3.5ポイント・・・4ポイント</p> <p>3ポイント・・・2ポイント</p>	

別添 4 第 2 の 3 野菜加工施設整備事業関係
審査基準

事業実施主体は 1 から 7 までのうちから 2 つ、成果目標を選択する。ただし、事業実施主体が第 1 の 1 の (7) に定める民間事業者の場合は、1 又は 3 のうちから 1 つ、2 又は 4 から 7 までのうちから 1 つ成果目標を選択すること。

	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
1	<p>・基本契約を締結している生産者と中間事業者の間の加工・業務用野菜原料の取引数量を 10%以上増加。 100%以上・・・・・・・・・・10 ポイント 75%以上・・・・・・・・・・8 ポイント 50%以上・・・・・・・・・・6 ポイント 25%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2 ポイント</p> <p>又は</p> <p>・当該品目について、加工・業務用原料用向け取引に初めて取り組む場合等、上記の目標値の算出が不可能な場合は、当該取引段階における全出荷量のうち、協議会内出荷量の割合を 5 ポイント以上増加するものとする。</p> <p>なお、本成果目標の設定に当たっては、成果目標年度において、全ての構成員が協議会内のお荷量を増加させること、かつ、協議会外への出荷量を含めた全ての出荷量を現状以上増加させることを前提とする。 50 ポイント以上・・・・・・・・・・10 ポイント 38 ポイント以上・・・・・・・・・・8 ポイント 27 ポイント以上・・・・・・・・・・6 ポイント 16 ポイント以上・・・・・・・・・・4 ポイント 5 ポイント以上・・・・・・・・・・2 ポイント</p> <p>※ 2 を選択した場合は選択不可</p>	<p>・生産者、中間事業者及び食品製造事業者等による一体的な取組を行っている。 協議会を組織して取り組んでいる ・・・・・・・・・・5 ポイント</p> <p>※なお、協議会とは、代表者、組織及び運営についての会則が策定されており、その事業内容が国産原材料の供給拡大に向けた取組であることとする。</p>
2	<p>・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を 5 ポイント以上増加。 33 ポイント以上・・・・・・・・・・10 ポイント 26 ポイント以上・・・・・・・・・・8 ポイント 19 ポイント以上・・・・・・・・・・6 ポイント 12 ポイント以上・・・・・・・・・・4 ポイント 5 ポイント以上・・・・・・・・・・2 ポイント</p> <p>※事業実施地区における当該品目の現状のお荷量が全国出荷量の 1 %以上であり、かつ、契約取引数量が全国出荷量の 0.1%以上の場合は下記のとおりとする。</p> <p>・当該品目の契約取引数量を 10%以上増加 70%以上・・・・・・・・・・10 ポイント 55%以上・・・・・・・・・・8 ポイント 40%以上・・・・・・・・・・6 ポイント 25%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2 ポイント</p> <p>※ 1 を選択した場合は選択不可</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が 5.0%以上。 48.0%以上・・・・・・・・・・5 ポイント 37.3%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 26.5%以上・・・・・・・・・・3 ポイント 15.8%以上・・・・・・・・・・2 ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・1 ポイント</p> <p>又は、</p> <p>・現状の当該品目の契約取引数量が全国出荷量の 0.26%以上 (事業実施地区における当該品目の現状のお荷量が全国出荷量の 1 %以上である場合に限る)。 0.70%以上・・・・・・・・・・5 ポイント 0.59%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 0.48%以上・・・・・・・・・・3 ポイント 0.37%以上・・・・・・・・・・2 ポイント 0.26%以上・・・・・・・・・・1 ポイント</p>
3	<p>・総出荷量又は総出荷額に占める加工・業務用向けの割合を年平均 3 ポイント以上増加。 5 ポイント以上・・・・・・・・・・10 ポイント 4.5 ポイント以上・・・・・・・・・・8 ポイント</p>	<p>・総出荷量又は総出荷額に占める加工・業務用向けの割合 60%以上・・・・・・・・・・5 ポイント 55%以上・・・・・・・・・・4 ポイント</p>

	4 ポイント以上・・・・・・・・・・6 ポイント 3.5 ポイント以上・・・・・・・・・・4 ポイント 3 ポイント以上・・・・・・・・・・2 ポイント ※4 を選択した場合は選択不可	50%以上・・・・・・・・・・3 ポイント 45%以上・・・・・・・・・・2 ポイント 40%以上・・・・・・・・・・1 ポイント
4	・当該品目の全出荷量に占める加工・業務用向けの割合を5ポイント以上増加。 25ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント ※3 を選択した場合は選択不可	・現状の当該品目の全出荷量に占める加工・業務用向けの割合が5%以上。 49%以上・・・・・・・・・・5ポイント 38%以上・・・・・・・・・・4ポイント 27%以上・・・・・・・・・・3ポイント 16%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・1ポイント
5	・当該品目の10a 当たり収量を3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント なお、低コスト耐候性ハウスの整備の場合は、当該品目の10a 当たり収量を4%以上増加。 20%以上・・・・・・・・・・10ポイント 16%以上・・・・・・・・・・8ポイント 12%以上・・・・・・・・・・6ポイント 8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 4%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の当該品目の10a 当たり収量が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3.0%以上高い。 62.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 47.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント 32.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 17.8%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
6	・当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。））を5%以上縮減。 21%以上・・・・・・・・・・10ポイント 17%以上・・・・・・・・・・8ポイント 13%以上・・・・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※7 を選択した場合は選択不可	・現状の当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。））が全国又は当該都道府県の平均値に対して3.0%以上低い。 60.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 45.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 31.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 17.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
7	・当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たりの労働時間を5%以上縮減。 41%以上・・・・・・・・・・10ポイント 31%以上・・・・・・・・・・8ポイント 21%以上・・・・・・・・・・6ポイント 11%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※6 を選択した場合は選択不可	・現状の当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間が、全国又は当該都道府県の平均値に対して3.0%以上短い。 24.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 18.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 13.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 8.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント

別表1 補助対象経費
第2の1の(1)関係

費目	細目	内容	注意点
備品費		<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要な備品及び機械導入に係る経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取得価格が50万円未満のものに限るものとする。 ・耐用年数が経過するまでは、善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。
システム導入費		<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要なシステムの導入に係る経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・取得価格50万円以上のシステムについては、見積書(当該システムを取り扱うのが2社以下の場合を除き、原則3社以上から取得すること)やカタログ等を添付すること。
賃金等		<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要な業務を目的として、雇用した者に対して支払う実働に応じた対価(日給又は時間給)及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費 	
	通信・運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、農業用機械・施設、ほ場等の借上げ経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・レンタルが困難な場合は、リースも対象とする。 ただし、補助対象経費は、本事業を実施するために必要な期間に係る経費に限るものとする。
	印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費 	

	資料購入費	・本事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	消耗品費	・本事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品 ・USB メモリ等の低廉な記録媒体 ・実証試験に用いる低廉な器具	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要原材料の経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
	資材費	・事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・実証ほの設置、検証等に係る掛かり増し資材費（通常の営農活動に係るものを除く。） ・新品種・新技術のモデル導入に係る資材費	
	情報発信費	・本事業の実施に直接必要な広告、啓発に要する経費	・特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる広告、啓発を除く。
	燃料費	・本事業を実施するために直接必要な農業用機械の燃料代	
旅費	委員旅費	・本事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を依頼した専門家に支払う旅費	
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	

謝金		<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要な専門的知識の提供等の専門家等への謝礼に必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体及び対策事業取組実施者に対する謝金は認めない。
委託費		<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を効率的に実施するために行う、事業の一部を他の者に委託するために必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。ただし、事業実施主体の交付事務及び実施確認の委託についてはこの限りではない。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業等の内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工等を専ら行う経費 ・事業を実施するために直接必要な農作業及び農地・農作物等のデータ分析を外部に委託する際に必要な経費並びに農業用機械等を用いたサービスの利用料 	
雑役務費	手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料 	
	租税公課	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙及び運営拠出金に課される消費税に係る経費 	

注1 上記の経費であっても補助事業の有無にかかわらず事業実施主体又は対策事業取組実施者で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合は、認めないものとする。

注2 補助対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

別表2 補助対象経費
第2の1の(2)関係

費目	細目	内容	注意点
事業費	リースに 要する経 費	・事業を実施するために直接必 要な農業用機械等、設備のリ ースに要する経費	

注1 補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

注2 次の取組に係る経費は、補助対象外とする。

- ・ 国等の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組

別表3 施設の補助対象基準（第2の2関係）

集出荷貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物の集出荷及び貯蔵に必要な施設とする。なお、建物の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。 ・「予冷施設」、「貯蔵施設」、「選別、調製及び包装施設」及び「残さ等処理施設」については、「集出荷施設」と一体的に整備するものとする。 ・市場の動向等に対応して出荷を行うための交通の拠点等に設置する2次集出荷のストックポイントについては、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、この場合にあっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。 ・消費者に直接販売する施設を一体的に設置できるものとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、販売されるものは、原則として農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。 ・国産原材料サプライチェーン構築の取組にあつては、原則として、加工・業務用の原材料を集出荷するものとするが、原材料を供給する産地の生産出荷体制を勘案し、加工・業務用原材料の効率的かつ円滑な集出荷に必要な場合にあつては、一部生鮮向けを含むことができる。 ・都道府県知事が、効率的な農作物の集出荷体制の構築等のために特に必要と認める施設等は、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。なお、当該施設等は、農業振興地域及び生産緑地以外で生産されたものであつても、農業振興地域及び生産緑地と一体的に産地を形成している場合は受益地とすることができるものとする。
集出荷施設	<ul style="list-style-type: none"> ・糖度及び酸度等の青果物の内部の品質を測定して選別する選果施設を整備する場合にあつては、農業者負担の軽減を図る観点から、事業コストの低減について特に留意するものとし、また、選果により得られた内部品質データ等は、農業者に還元するとともに、栽培管理に関する指導に活用し、一層の高品質化及び均質化並びに生産技術の高度化を図るものとする。
予冷施設	<ul style="list-style-type: none"> ・青果物広域流通システム構築の取組において移動式真空予冷装置を整備する場合は、真空予冷施設をトレーラーの寸法に納め、運搬・移動を可能とした装置とする。また、補助対象は真空予冷装置部のみとし、トレーラー本体は補助対象としないものとする。 ・青果物広域流通システム構築の取組において保冷コンテナを整備する場合は、トラック輸送から鉄道輸送等への転換を図り、効率的なコールドチェーンを構築するために必要な冷凍・冷蔵機能を有するものとする。
貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> ・品質低下を抑制しつつ、計画的かつ安定的に出荷する観点から予措保管施設、定温貯蔵施設、低温貯蔵施設、CA貯蔵施設及びこれらの施設と同等以上の鮮度保持効果があると認められる施設を整備することができる。また、球根の調製、乾燥及び貯蔵に資する施設も含むものとする。 ・青果物広域流通システム構築の取組において、拠点保冷貯蔵施設として整備する場合、流通コストの低減に向けて、トラック輸送から鉄道輸送等への転換を図るため、交通の拠点等に設置することとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、この場合にあつても、当該施設に貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。
選別、調製及び包装施設	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者及び実需者に生産情報を提供するためにIDコードや2次元コード等を品物に添付する施設を整備することができる。 ・出荷作業及び流通の合理化に必要な施設改良、パレタイザー、フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトに限る。）等を整備することができる。
青果物流通拠点施設	<ul style="list-style-type: none"> ・青果物の集荷に加え、加工、貯蔵及び分配の全て又はいずれかを組み合わせた複合的機能を兼ね備える拠点施設とする。また、契約取引推進のために実需者の

	<p>動向等に対応して集荷分配等を効率的に行うための交通の拠点等に設置することとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、この場合であっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青果物広域流通システム構築の取組においては、産地間連携による複数産地の青果物の集出荷の拠点となる施設とし、流通業者に限り整備することができるものとする。
残さ等処理施設	
通い容器関連施設	<ul style="list-style-type: none"> ・通い容器の洗浄・保管等に必要な施設とし、国産原材料サプライチェーン構築及び青果物広域流通システム構築の取組の場合に整備することができる。
附帯施設	